

[事案 2020-246] 新契約無効等請求

・令和3年6月30日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、払済保険に変更できない契約であることの説明がなかったことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年1月に契約した終身医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料に法定利息を付けて支払ってほしい。

- (1) 令和2年5月頃、本契約を払済保険に変更するためにコールセンターに連絡したところ、変更できないと回答されたが、契約に際し募集人から、払済保険に変更できない契約といった説明は全くなかった。説明があれば契約していなかった。
- (2) 保険会社の一連の対応は、金融商品取引法第40条、民法、消費者契約法第4条、保険業法第300条などに違反している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、募集人は申立人に、本契約が払済保険に変更できないことを明示的に伝えている。
- (2) 生命保険契約の払済保険への変更については、民法第95条の錯誤の契約の要素、消費者契約法が規定する重要事項には該当せず、保険業法第300条にも該当しない。また、本契約は、金融商品取引法第40条が適用される特定保険契約ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったこと等を理由とした契約の無効等は認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 事情聴取で募集人は、契約に際して申立人に、本契約が払済保険に変更できないことを言っていないと明確に陳述しているが、保険会社は答弁書において、募集人が払済保険に変更できないことを明示的に伝えた、と主張している。
- (2) 保険会社は、特に争いとなっている事実関係については慎重に調査した上で対応することが望まれるが、本件では答弁書の記載内容によって紛争が更に紛糾した。